



# 宮 崎 県 公 報

令和8年5月25日(月曜日) 第715号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 公金の収納に関する事務の委託…………… (税務課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 1
- 公金の徴収に関する事務の委託…………… (農業普及技術課) 2
- 土砂災害警戒区域の解除 (2件)…………… (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の解除 (2件)…………… ( " ) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( " ) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( " ) 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3

### 公 告

- 国定公園に関する公園事業の決定…………… (自然環境課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 3
- 教育委員会規則**
- 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 4
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5
- 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 398号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のとおり委託した。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部	宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-25

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第8号に規定する自動車税
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和8年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 宮崎県告示第 399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510301106	訪問介護サービストトロ	延岡市土々呂町三丁目759-4コーポマキタ1階西側101号室	合同会社k i r a r i	延岡市土々呂町四丁目4196番地3	令和8年4月30日	居宅介護

### 宮崎県告示第 400号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1444	谷口 克彦 宮崎県都城市菓子	採取	幼苗の育成、幼苗	谷口 克彦 宮崎県都城市菓子

野町 10661番地 3	以外の苗木の育成	野町 10661番地 3
--------------	----------	--------------

**宮崎県告示第 401号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	住所（事務所の所在地）
宮崎中央青果株式会社	宮崎市新別府町雀田1185番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等総合農業試験場において生産した農産物の販売業務に係る売払代金

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和8年4月1日

5 指定公金事務取扱者に委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**宮崎県告示第 402号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 435号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	吾田谷2	01-201-1-015	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 403号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成26年宮崎県告示第 207号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	穂本	I-1-1763	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 404号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成27年宮崎県告示第 216号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	吾田谷2	01-201-1-015	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 405号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成26年宮崎県告示第 208号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	穂本	I-1-1763	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 406号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	穂本	I-1-1763	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 407号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	穂本	I-1-1763	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 408号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 8 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定 年月日
			幅員	延長	
(小林)	株式会社	西諸県郡高原町大	6.05	33.05	令和8

2026-1	栄興住宅 代表取締役 原田一 寛	字広原字広原4980 番57・同番59・同 番60・4980番17の 一部	～ 6.55		年5月 7日
--------	---------------------------	--	-----------	--	-----------

**公 告**

自然公園法（昭和32年法律第 161号）第9条第2項の規定により決定した国定公園に関する公園事業の概要は、次のとおりである。

この公園事業の位置を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎市役所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

日南海岸国定公園

公園事業の名称及び種類	位置
青島野営場（野営場）	青島集団施設地区 （宮崎市大字加江田字松添地 先）

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和 8 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
内山東	宮崎市	県営畑地帯総合整備事業（担い手支援）	令和8年3月30日

**教育委員会規則**

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 25 日

宮崎県教育委員会教育長 吉村達也

**宮崎県教育委員会規則第7号****県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則**

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>（部及び専攻科）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部	[略]		<p>（部及び専攻科）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部	[略]	
学校名	部								
[略]									
学校名	部								
[略]									

県立小林こすもす支援学校	[略]
--------------	-----

2 [略]

(学科)

第3条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。

学 校 名	高等部に置く学科	専攻科に置く学科
[略]		
県立小林こすもす支援学校	[略]	

(特別支援学校が行う教育の対象者)

第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。

学 校 名	対 象 者
[略]	
県立小林こすもす支援学校	[略]

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月25日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第8号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
(通学区域) 第3条 入学すべき幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。	(通学区域) 第3条 入学すべき幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の入学する学校の区域は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立小林こすもす支援学校</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	区 域	[略]		県立小林こすもす支援学校	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 校 名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立小林こすもす支援学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>県立宮崎高等支援学校</td> <td>県下全域</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	区 域	[略]		県立小林こすもす支援学校	[略]	県立宮崎高等支援学校	県下全域
学 校 名	区 域														
[略]															
県立小林こすもす支援学校	[略]														
学 校 名	区 域														
[略]															
県立小林こすもす支援学校	[略]														
県立宮崎高等支援学校	県下全域														

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項

に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年5月11日現在次のとおりである。

令和8年5月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修  
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,328人  
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 208,296人

**宮崎県選挙管理委員会告示第41号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じ

て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年5月11日現在次のとおりである。

令和8年5月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修  
 西臼杵郡選挙区 4,918人

**宮崎県選挙管理委員会告示第42号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和8年5月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黒木あきみつ後援会	黒 木 紹 光	黒 木 紹 光	日向市浜町3丁目29番地
黄門隊	黒 木 紹 光	黒 木 紹 光	日向市浜町3丁目29番地
市民と市政を繋ぐ会	吉 田 和 弥	吉 田 真 樹	延岡市大門町 156番地
吉田茂仁後援会	吉 田 茂 仁	吉 田 ひ と み	延岡市古城町5丁目1497番地6

--	--